第七号様式別表十一記載要領1㈠「第57条第２項、第３項及び第５項又は法人税法第58条第２項」を「第57条第２項から第４項まで若しくは第58条第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第２項、第３項若しくは第５項若しくは第58条第２項」に改め、同様式別表十一記載要領2を削り、同様式別表十一記載要領3を同様式別表十一記載要領2とし、同様式別表十一記載要領2の次に次の記載要領を加える。

3　当該法人との間に法人税法第57条第２項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額①＋②　③」の欄は、「②」とあるのは、「（②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載すること。

第七号様式別表十一記載要領5㈠「「特定資本関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」」を「「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」」に、「第112条第８項」を「第112条第５項第１号（同条第８項において準用する場合を含む。）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第112条第８項第１号」に、「同条第11項」を「同条第10項」に、「「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑩」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑪」」を「「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」」に改め、同様式別表十一記載要領5を同様式別表十一記載要領7とし、同様式別表十一記載要領4を削り、同様式別表十一記載要領3の次に次の記載要領を加える。

4　法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第２項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９又は別表10の写しを添付し、平成22年旧法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第２項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等のこれらの規定に規定する適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９又は別表10の写しを添付すること。

5　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合若しくは同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は平成22年旧法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第５項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は平成22年旧法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第５項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第１項に規定する災害損失欠損金額並びに平成22年旧法人税法第57条第３項に規定する特定資本関係が同項に規定する５年前の日前に生じている場合における同条第２項に規定する未処理欠損金額及び同条第５項に規定する特定資本関係が同項に規定する５年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

6　平成22年９月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第２項に規定する適格合併等又は同条第５項に規定する適格合併等については、「支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細」の各欄及び「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄中「支配関係がある法人」とあるのは「特定資本関係を有する法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」として記載すること。